



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 43 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 (景観自然課)
部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第29号)

1 規則の概要

- (1) ふれあいの里奥出雲公園 (以下「ふれあいの里」という。) の休園日を毎週月曜日 (7月21日から8月31日までの期間を除く。) 及び1月1日から3月31日までの期間とすることとした。(第3条関係)
- (2) 利用者の遵守事項に関する規定を明確化することとした。(第11条関係)
- (3) ふれあいの里に係る様式を整備することとした。(様式第1号の2・様式第2号の2・様式第5号関係)
- (4) 島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例施行規則を廃止することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第29号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 3 年島根県規則第55号) の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 ふれあいの里奥出雲公園 (以下「ふれあいの里」という。) の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 7月21日から8月31日までの期間を除く月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)
- (2) 1月1日から3月31日まで

3 知事は、前 2 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自然館若しくは北の原フィールドセンターの休館日又は埋没林公園若しくはふれあいの里の休園日を臨時に変更することができる。

第 4 条中「 (様式第 1 号) 」を「 (様式第 1 号又は様式第 1 号の 2) 」に改める。

第 5 条中「 (様式第 2 号) 」を「 (様式第 2 号又は様式第 2 号の 2) 」に改める。

第11条第6号を次のように改める。

(6) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。

第11条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 多量のガソリン等の油類、火薬類等の危険物を持ち込まないこと。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係)

ふれあいの里奥出雲公園使用許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
電話番号	

下記のとおりふれあいの里の施設を使用したいので申請します。

記

使用人員	人								
使用施設	1 大型ケビン 2 小型ケビン 3 バンガロー 4 グリルケビン 5 テントサイト								
使用施設の内訳	番号	宿泊・休憩の別	使用期間			泊数又は時間数	使用数量	1棟又はテント1張り当たりの使用料	使用料 ×
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
		宿泊・休憩	月 日 時 ~ 月 日 時					円	円
施設の使用料合計額								円	
備考									

- (注) 1 「番号」欄は、「使用施設」欄のうち該当する施設の番号を記載してください。
 2 「宿泊・休憩の別」欄は、該当するものに 印を付けてください。
 3 「使用数量」欄は、「番号」欄に記載した施設において使用する棟数又はテント数を記載すること。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 5 条関係)

ふれあいの里奥出雲公園使用許可書

住 所 〒

氏 名

様

電話番号

記

使用人員	人							
使用施設	1 大型ケビン 2 小型ケビン 3 バンガロー 4 グリルケビン 5 テントサイト							
使用施設の内訳	番号	宿泊・休憩の別	使用期間		泊数又は時間数	使用数量	1棟又はテント1張り当たりの使用料	使用料
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
		宿泊・休憩	月 日 時	~ 月 日 時			円	円
施設の使用料合計額					円			
条件等							領収印	

上記のとおりふれあいの里の施設を使用することを許可します。

年 月 日

島根県知事



様式第 5 号中「島根県立三瓶自然館使用料等還付請求書」を「島根県立三瓶自然館及びその附属施設の使用料等還付請求書」に、

レクチャールーム		
----------	--	--

を

「

レクチャールーム		
ふれあいの里 ()		

に改め、同様式の注を次のように

改める。

- (注) 1 印欄は、観覧料のみの還付を受ける場合は空欄とすること。
2 「ふれあいの里」欄の括弧内には、該当する施設名を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例施行規則の廃止)

- 2 島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例施行規則(昭和57年島根県規則第63号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則による廃止前の島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

